

教職員の皆さんへ

わいせつな行為根絶のための取組の徹底について

今年度、教職員によるわいせつな行為が続発してしまいました。

今年7月、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が施行され、子どもの性被害防止に県民の関心が高まっている中であって、長野県教育に対する信頼が大きく損なわれる深刻な事態となっています。

同条例では、「子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため」として、人権教育、性教育、情報モラル教育の実施を学校の責務と規定しているところであり、教職員が加害の当事者となった一連の事態は誠に痛恨の極みです。

学校教育は、教職員に対する信頼があってこそ成り立つものです。

その信頼を裏切るものが教職員の非違行為です。特にわいせつな行為は、被害者の人権を踏みにじり、子どもたちや保護者を始め、県民の学校教育に寄せる信頼を著しく失墜させる悪質な行為であり、断じて許すわけにはいきません。

皆さん、身近な先生のこのような事案に接した時、子どもたちがどんな気持ちになるか考えてみてください。

誰の言葉を信じたらよいのか、心の傷はどんなに大きいか、子どもたちが受ける衝撃の大きさは容易に想像できるはずです。信頼していた先生から裏切られたという心の傷は、大人への不信感につながり、子どもたちの心に深く残ってしまいます。

すべての人間に性的感情があり、多くの人が人生のいろいろな時期に性的な問題を抱えます。健全な学校生活や社会生活を送るためにも、ごく一部の人のことだからとか、自分はこんなことをしないから関係ない、と他人事とせず、皆さん一人ひとりがあらためて「自分ごと」として振り返ってみてください。

平成25年7月の「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、このたび、専門家の意見を踏まえ、「わいせつな行為根絶のための特別対策」を策定しました。

失われた信頼を回復するため、私たちは強い思いで行動しなければなりません。「学校からわいせつな行為を根絶する」ために。

平成28年10月26日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一